

国庫補助対象事業

事業主体が行う以下の経費について、一定の補助限度額内で事業主体に国庫補助金が交付されます。

①住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 [国 → 事業主体]

事業主体が移転者のための住宅団地の用地取得・造成を行う場合に、国庫補助の対象となります。
(ただし、宅地を分譲する場合は、当該宅地に係る用地費・造成費は補助の対象となりません。)

②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 [国 → 事業主体 → 移転者]

移転者が住宅団地において住宅の建設や土地の購入等を行うため金融機関等から必要資金を借り入れた場合で、その利子相当額に対して市町村が移転者に補助した場合に、国庫補助の対象となります。

③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 [国 → 事業主体]

事業主体が住宅団地に必要な道路、飲用水供給施設等の整備を行う場合に、国庫補助の対象となります。

④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 [国 → 事業主体 (→ 地権者)]

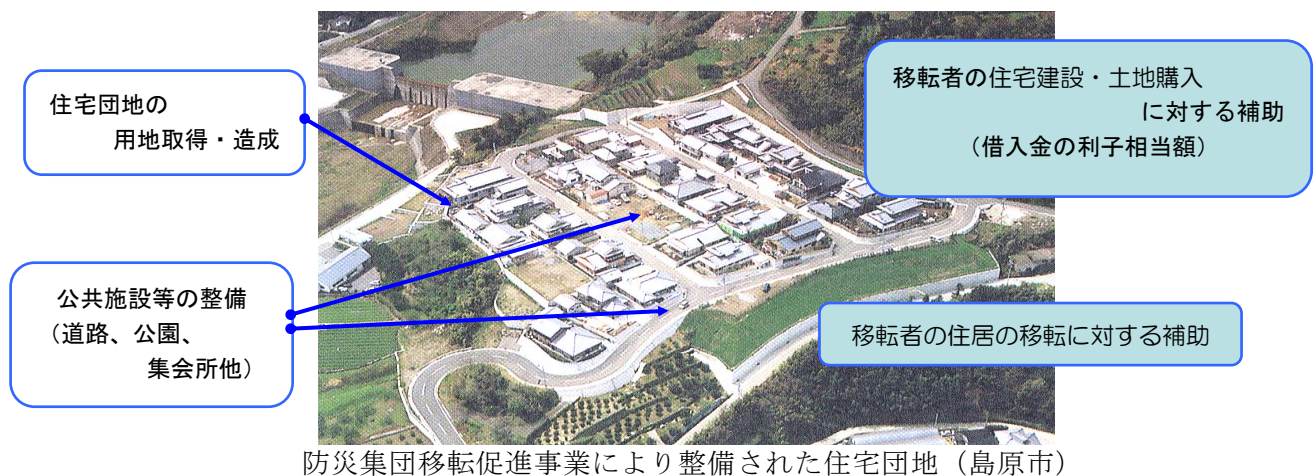
防災上の見地から事業主体が移転促進区域内の全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合に、国庫補助の対象となります。

⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 [国 → 事業主体]

農林水産業に従事されていた移転者が移転後においても引き続き同じ職業に従事する場合で、住居の移転に伴い必要とされる共同作業所、共同加工所または共同倉庫を事業主体が整備する場合に、国庫補助の対象となります。

⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 [国 → 事業主体 → 移転者]

住居の移転に伴い家財道具を運搬したり、従前の家屋を取り壊したりする費用等について、市町村が移転者に補助した場合に、国庫補助の対象となります。



移転促進区域の土地利用規制

移転促進区域に再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、移転促進区域内について建築規制を行うこととなります。